

令和5年度 第2期和歌山県教育委員会子育て支援行動計画実施状況報告

第2期和歌山県教育委員会子育て支援行動計画（以下「本計画」という。）とは、平成15年7月制定の次世代育成支援対策推進法（以下「法」という。）に基づき、和歌山県教育委員会が事業主として職員の子育て支援のために策定した行動計画です。

この行動計画に沿って様々な施策に取り組むことにより、全ての職員がワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）をより一層推進し、相互に支え合い、男女がともに子育ての喜びや楽しさを分かち合って、次世代を担う子どもを養育することができる明るい職場環境を、引き続きつくっていきたいと考えています。

今回の報告は、この行動計画に基づいて令和5年度に実施した取組状況を公表するものです。

本計画は、県教育委員会事務局及び県立の学校以外の教育機関の職員（以下「事務局等職員」という。）並びに県立学校の教職員（以下「教職員」という。）を対象とします。以下の表には、項目に対する令和5年度中の取組を記載しています。

令和5年度中の取組

1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

〈令和5年度の主な取組〉

- 令和2年4月に「教育職員の業務量の適切な管理その他健康及び福祉の確保を図るための方針」を策定し、教職員の超過在校等時間を定めるとともに、年次有給休暇等を連続して取得すること等、教職員の勤務環境の整備と意識改革を進めている。

2 妊娠中、出産後及び子育てを行う女性職員への配慮

〈令和5年度の主な取組〉

- 母性健康管理の観点から設けられている特別休暇や子育て中に利用できる休暇制度等の制度をまとめた「仕事と子育ての両立支援ハンドブック」を作成し、育児中及び育児予定の教職員に配布し、制度等についての周知を行うよう、管理職に対して指示をおこなった。また、教職員課の学校訪問においても、所属する教職員に対して育児中に利用できる特別休暇等の制度について周知を徹底するよう、管理職に対して重ねて指示をおこなった。
- 業務分担等に関して、妊娠中の職員の健康や安全に支障をきたさないよう配慮するよう、所属長に指示している。
- 経済的支援措置について、ホームページや広報誌に掲載するなどの広報活動を行った。

3 男性の子育て目的の休暇等の取得促進

〈令和5年度の主な取組〉

- 「仕事と子育ての両立支援ハンドブック」については、性別を問わず、育児中及び育児予定の教職員に配布し、特別休暇等制度についての周知を行うよう、管理職に対して指示をおこなった。また、教職員課が実施する学校訪問においても、男性の子育てを目的とする休暇の取得状況を確認するとともに、対象者が生じた場合は制度の周知と積極的に活用を促すよう重ねて指示している。

4 育児休業等を取得しやすい環境の整備

〈令和5年度の主な取組〉

- 教職員課が実施する学校訪問において、育児に係る休暇・休業制度の活用について周知するよう指示している。また、妊娠を申し出た職員に対しては、個別に制度に関する説明を行う等している。

- 校長会等において、育児休業等制度の説明を行い、理解の促進に努めた。
- 育児休業中の教職員に対しては、所属校より、広報誌等の送付を行っている。
- 職員の育児休業等の代替職員については、任期付採用試験を実施するとともに、臨時の任用制度等を活用した。
- 教職員課が実施する学校訪問において、男性の子育てを目的とする休暇の取得状況を確認するとともに、対象者が生じた場合は制度の周知と積極的に活用を促すよう指示している。
- 電話相談や面接力ウンセリングについて、ホームページや広報誌に掲載するなどの広報活動を行った。

◆以上のような取組を通じて、

令和6年度までに育児休業等の取得率を 男性80.0% 女性100.0% とすることを目指します。 ※男性に関しては子どもの生まれる前後の育児休業的な取得率を含む。	令和5年度育児休業等取得率 【事務局等職員】 男性 100% 女性 100% 【教職員】 男性 68.7% 女性 100% 【全体】 男性 71.6% 女性 100%
--	--

5 超過勤務等の縮減

〈令和5年度の主な取組〉

- 令和2年4月に「教育職員の業務量の適切な管理その他健康及び福祉の確保を図るために方針」を策定し、教職員の超過在校等時間を定めるとともに、年次有給休暇等を連続して取得すること等、教職員の勤務環境の整備と意識改革を進めている。
- 各所属でノーカンフリーデーを毎月1日以上設け、任意の方法で所属職員に周知している。
- 時間外勤務の事前命令及び縮減を徹底するよう奨励した。
- 教職員の働き方改革推進プランに基づき各学校の校務の効率化に取り組んでいる。また、校務の効率化に向けた取組状況調査により、各学校における取組状況を把握するとともに、集計結果を各学校にフィードバックすることを通じて、働き方改革の更なる推進を図っている。
- 校長会等の機会に、効率的な学校運営を行うよう指示した。
- 新たな事業・行事の実施について、その事業・行事の効果・必要性を十分検討した上で実施するよう努めた。
- すべての県立学校において、校務支援システムによる勤務時間管理を行い、在校等時間が45時間を超える職員が多い学校に対しては、教職員課が行う学校訪問において管理職に対して改善指導を行っている。
- 会議・打合せの内容の精査、資料の事前配付、電子メールの活用による効率化を、教育庁内に徹底するとともに、学校長には校長会や学校訪問の機会に指導した。
- 実態の把握のため勤怠管理を徹底するよう周知し、緊急を要する業務を除き、夜遅くまで残業している職員が多い所属に対して指導を行った。
- 時間外勤務が月45時間を超える見込みである職員がある所属には、事前に服務担当課長あて報告書の提出を求めた。また、月45時間を超える時間外勤務を命じた所属長に理由書の提出を求め、改善指導を行った。
- 各職場の状況を考慮しながら、適正な人員配置に努めた。

6 年次有給休暇の取得促進

〈令和5年度の主な取組〉

- 教職員の「校務の効率化に向けた取組状況調査」の調査項目において、「年次有給休暇取得推進と目標設定」を設け、取組を促進するよう指導している。
- ホリデープランを利用した長期連続休暇の取得を促すため、夏季特別休暇及び年次有給休暇4日以上の取得計画を作成し、連続休暇の取得を推奨するよう、所属長あてに通知した。
- ゴールデンウィーク期間中の長期連続休暇取得を促す文書を所属長あてに通知し、休暇を取得しやすい環

境作りに努めた。

- 毎月1日任意の金曜日に庁内メールで、年次有給休暇の計画的な取得を促した。

◆以上のような取組を通じて、

前計画期間(平成27年度から令和元年度まで)の年次有給休暇の平均取得日数年11.5日を、令和6年度までに年13.0日とします。

令和5年度年次有給休暇平均取得日数
【事務局等職員】 11.8日
【教職員】 13.8日
【全体】 13.6日

7 休暇制度の充実について

8 子供・子育てに関する地域貢献活動

〈令和5年度の主な取組〉

- 教職員課が行う学校訪問を通じて、制度の趣旨等について説明し、周知を行うよう指示した。
- 子どもの豊かな学び創りのため、エキスパート職員派遣事業を実施し、職員の積極的な参加を支援した。
※エキスパート職員派遣事業とは、県教育委員会の専門職員及び県立学校の教員で専門知識や技能を有す者の中から、各所属長が認めた者を「エキスパート職員」として登録し、県内の国公立小・中学校及び県立学校からの要請に基づき、「出前授業」を行うもの。

9 その他

〈令和5年度の主な取組〉

- 教職員から提出された身上調書や校長による丁寧な教職員へのヒアリングを通じて、子育ての状況等を把握し、配慮に努めた。